

独立行政法人労働政策研究・研修機構リスク管理規程

平成26年4月1日

平成28年3月31日改正

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人労働政策研究・研修機構(以下、「機構」という。)のリスク管理体制を整備し、リスクの発生の防止又はリスクが発生した場合の損失の最小化を図り、もって機構の業務の円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「リスク」とは、機構の使命及び目標の達成を阻害する次に掲げる要因をいう。

- (1) 法令等の遵守に関するもの
- (2) 財務報告に関するもの
- (3) 情報システムに関するもの
- (4) 調査研究、研修活動に関するもの
- (5) 事務手続に関するもの
- (6) 災害・事件等に関するもの
- (7) その他機構の業務遂行に関するもの

2 この規程において「リスク管理」とは、リスクの発生の防止又はリスクが発生した場合の損失の最小化を図ることをいう。

(役職員の責務)

第3条 役員及び職員(嘱託及び臨時に勤務する職員を含む機構に勤務するすべての者をいう。)は、その職務の遂行に当たり、リスク管理に努めなければならない。

2 職員は、リスクが発生した場合(リスクの発生が回避できない場合を含む。以下同じ。)には、次条第3項に規定するリスク管理責任者に速やかに報告しなければならない。

(リスク管理体制)

第4条 機構におけるリスク管理については、理事長がこれを指揮し、かつ、最終的な責任を有する。

2 管理担当理事は、理事長を補佐し、リスク管理総括管理者として、リスク管理を総括する。

3 部等(独立行政法人労働政策研究・研修機構組織規程第10条の規定により置かれる部、内部統制推進室、研究担当職、大学校事務局及び教授担当職をいう。)の長(研究担当職にあっては研究調整部長、大学校事務局及び教授担当職にあっては副校長とする。)は、リスク管理責任者として、部等におけるリスク管理を総括する。

(リスク管理委員会の設置)

第5条 機構におけるリスク管理の検討、審議等を行うため、リスク管理委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

(委員会の構成等)

第6条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 理事長
- (2) 理事
- (3) 監事
- (4) 労働大学校長
- (5) 労働政策研究所長
- (6) 労働政策研究所副所長
- (7) 総務部長
- (8) 経理部長
- (9) 研究調整部長
- (10) 労働大学副校長
- (11) 総務課長
- (12) 人事課長

2 委員長は、理事長とする。

3 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。

4 委員長に事故があるときは、管理担当理事が、その職務を代理する。

5 委員長は、必要に応じて委員以外の者にオブザーバーとして出席を求めることができる。

6 委員会に関する事務は、内部統制推進室が行う。

(委員会の任務)

第7条 委員会は、次の事項について検討及び審議を行う。

- (1) 機構全体で対応すべきリスクの評価、当該リスクへの対応策の取りまとめ及び当該対応策の推進状況の点検に関する事項
- (2) リスクが発生した場合であって、業務運営への影響等が大きいと認められるもの(以下、「重大なリスクの発生」という。)の再発防止に関する事項
- (3) その他委員会が必要と認めた事項

(委員会の運営)

第8条 委員会は必要に応じて委員長が招集する。

(リスク発生原因の分析及びリスクに関する評価)

第9条 部等は、業務を遂行するに当たり、業務を適正かつ円滑に進めるため、必要に応じ、業務手順の整備に努める。

2 部等は、業務を遂行するに当たり、業務におけるリスク因子を把握するとともに、

リスク発生の原因について分析する

3 部等は、把握、分析したリスクが業務にもたらす影響について評価し、リスク管理に努める。

(重大なリスクの発生時の通報等)

第 10 条 職員は、重大なリスクの発生を認知したときは、速やかに必要と認められる範囲内の初動対応及びリスク管理責任者への通報を行う。

2 通報を受けたリスク管理責任者は、リスク管理総括管理者を通して理事長に通報する。

3 通報に当たっては、迅速性を優先し、臨機の措置をとることとする。

(重大なリスクの発生への対応)

第 11 条 理事長は、機構全体として取り組むべき重大なリスクの発生が認められる場合には、これを解決するために必要な措置を迅速かつ的確に講じる。

2 理事長に事故があるときは、リスク管理総括管理者又はリスク管理責任者がその職務を代理するなど臨機応変に対応する。

3 理事長は、解決策を講じたときは速やかにリスク管理委員会に報告する。

(重大なリスクの発生時の広報)

第 12 条 重大なリスクの発生が認められ、理事長がその事実を公表することが適当と認めるときは、機構のウェブサイトへの掲載や報道機関への情報提供等の中から適切な手段を選んで広報を行う。

2 前項の広報を行う場合には、厚生労働省大臣官房政策統括官(労働担当)労政担当参事官室に連絡する。

(保有施設の整備及び危機管理)

第 13 条 理事長は、機構が保有する施設について、適切に点検を行うとともに、必要な整備を実施する。

2 理事長は、不測の災害又は重大な事件・事故等の発生に備え、緊急行動指針及び事業継続計画を定め、訓練の実施、危機管理の態勢整備に努める。

3 理事長は、危機が発生し正常な業務遂行に支障が生じる場合又はそのおそれがある場合には、必要に応じて危機管理対策本部を設置し、業務の迅速かつ効率的な回復に向けた対応を行う。

(秘密保持義務)

第 14 条 役職員は、この規程に基づく機構のリスク管理に関する措置などを立案・実施する過程において知り得た秘密を漏洩してはならない。

(雑則)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、リスク管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月31日から施行する。